

『今昔物語集』本朝世俗部の仏教的背景

—— 卷二十八をめぐる ——

船城梓

はじめに

本論文では、『今昔物語集』のいわゆる本朝世俗部の後半、すなわち卷二十六以降の巻について、わけても卷二十八の問題を吟味してゆくことを一つの目的としている。

この卷二十八は、これまで「嗚呼」（乃至「ヲコ」・「物云ヒ」といった語を軸として一貫して「笑い」・「滑稽」を扱った巻であると考えられてきた経緯を持つ。しかし同時に、この捉え方は他の様々な要素との齟齬も多く、必ずしも十全なものであるとは言い切れない憾みがある。

例えば、「奇異シ」の語の問題が挙げられるだろう。「奇異シ」は、森正人氏が「物語の論理と編者の論理の相剋のあらわれ」とする、『今昔物語集』の編纂意識と密接に関わる重要な語である。表1にその分布を示す（猶、「奇異シ」は天竺部・震旦部には現れない）。

鑑みるに下の「奇異シ」の分布は、卷二十六以降の巻について一定の共通したあり方乃至共通する基盤——それらは当然、

【表1】「奇異シ」の分布

話数	奇異シ	
38	1	卷11
40	1	卷12
44	0	卷13
45	3	卷14
54	8	卷15
40	10	卷16
50	2	卷17
44	26	卷19
46	13	卷20
8	3	卷22
14	9	卷23
57	8	卷24
14	4	卷25

話数	奇異シ	
24	33	卷26
45	31	卷27
44	24	卷28
40	28	卷29
14	16	卷30
37	23	卷31

「物語の論理と編者の論理の相剋」を内包するか、あるいは相剋そのものとなる——の存在を予想させる。だが、今現在一般的に言われている『今昔物語集』の本朝世俗部の後半の各巻についてのテーマを示せば（括弧の中は各巻の表題）、

卷二十六 宿報 (本朝付宿報)

卷二十七 怪異 (本朝付靈鬼)

卷二十八 笑い・滑稽 (本朝付世俗)

卷二十九 悪行 (本朝付悪行)

卷三十 恋愛・愛別離苦 (本朝付雑事)

卷三十一 雑 (本朝付雑事)

となつて、「本朝部」であるということより他に、そこに何か共通するものを見出すことは難しい。

又同時に、本朝世俗部の後半の巻の中でも巻二十八がとりわけ異質な巻となつてゐることが、即座に了解される。「怪異」と「悪行」を扱う巻に挟まれて「笑い・滑稽」を扱った巻が存在していることはあまりに唐突であろう。これについては、小峯和明氏も、「全四十四話の内容から「嗚呼」の笑いをテーマにしていることにほとんど疑いの余地はない」としながらも、

特に卷二六「宿報」、卷二七「靈鬼」、卷二十九「悪行」といった一連のテーマには含まれた卷二八をどう関連づけて読むかは難問だ。単におもしろおかしい話を集めて読者を笑いの渦にまきこもうとしたとは考えにくい。

と疑義を呈しており、『今昔物語集』研究の上でも特に根深い問題の一つと言える。

このように、巻二十八には本朝世俗部後半巻の共通性を示す徴証とそれを否定する徴証とが、共に見られるという矛盾があるわけである。こうした齟齬は一体何故生ずるのであろうか。

結局のところ、これはこれまでの研究があまりに「笑い」・「滑稽」を強調してきたことによつて、巻二十八のある種の側面が閑却され、結果として巻二十八と周辺の巻との連接の契機

が不明瞭になつたことによると筆者は考える。

そこで、本稿にあつて筆者は、巻二十八を検証し、見つめ直すこととする。これは同時に本朝世俗部後半巻の編纂意識を探る手始めともなるであろう。

一、先行研究および研究史の概略

(1)、研究史の概略

ここでは、ざつとではあるが研究史について見ておきたい。既に述べたが、『今昔物語集』巻二十八の研究は、多く「嗚呼」の語を読解の基軸として行われてきた。巻二十八の研究史は、「嗚呼」をどの様に解釈するかというこの歴史であつたと言つても過言ではない。

それについて、まず片寄正義氏が「巻二十八の研究」^①において、「嗚呼」の語に注目し巻二十八を論じている。氏は巻二十八と芸能の関係についても言及しており、今日に至る巻二十八研究に先鞭をつけたと言える。

続いてあらわれたのは柳田國男氏の「嗚呼の文学」^②である。この論考において柳田氏は、「ヲコ」を

人を楽しませしめる文學の一つに、日本ではヲコといふ物の言ひ方があつた。(中略)今昔の第二十八巻には、四十四のヲコの物語があつて、それが悉く今日の言葉でも、ヲカシイといふ話ばかりであつた。

とし、卷二十八の根本に「ヲコ」という「笑はずに居られぬ」
「笑いの文学」が存在していると説いた。現在卷二十八について論じられる際には、多くこの柳田氏の「ヲコ」についての見地を前提乃至基盤としており、後への影響ははかりしれない。

さて続いて卷二十八研究史の上で重要な意味を持ったのは、小峯和明氏と森正人氏である。

先に小峯氏について見よう。氏は、二次にわたって、この卷二十八について論じている。最初に『今昔物語集の形成と構造』(以下「形成と構造」)中の「本朝〈王法〉部の組織」で卷二十八について述べ、その後、『説話の声』に収められた「笑う声」において先の論考をさらに展開・深化させる作業を行っている。事実上この二つの論考は一体のものと言えるだろう。小峯氏は「本朝〈王法〉部の組織」において、卷二十八の性格を次のように規定する。

卷二十八の題は「世俗」であるが、内容はすべて笑いに関するもので、滑稽、興言利口を主題とするとみてよい。

(中略)「嗚呼」と「物云ヒ」を軸に、笑いをめぐる関係性が浮上するといえよう。

その上で小峯氏は「嗚呼」を、

「嗚呼」は馬鹿と同義に扱われるが、本来より含蓄ある表現だったことは、柳田国男の指摘する通り。少なくとも、笑いに結びつく失態、行為で滑稽の意にむしろ近かつ

た。(中略) いわゆる笑い話との差異はそこにあり、今昔物語集は「嗚呼」の笑いを軸に、処世法を示そうとする。

人のふり見て我がふり正せ式の教訓話として物語は機能し、従って単純に笑ってすまされぬ面がある。笑い自体も攻撃的な社会的制裁の笑いが多い。

とし、さらに「嗚呼」に対応するもう一つの卷二十八の軸として「物云ヒ」に着目して、

もう一面の笑いが「物云ヒ」でこちらは興言利口そのものになかう。当意即妙の機知、機転の笑いであり、(中略)賞賛される。(中略)

「嗚呼」に比べて質が高く、攻撃的制裁的性格はなく、より文化的な笑いといえよう。

と述べ、この「嗚呼」と「物云ヒ」あり方を次のように図式化している(以下「図式甲」)。

嗚呼 — 不覚・失態・暗愚 — 非難、教訓
物云ヒ — 機知・才覚・徳 — 賞賛

以上が『形成と構造』段階での小峯氏の認識であり、最終的に「笑いによる社会秩序化を企図した卷」である、というのが、この段階における小峯氏の卷二十八についての結論となる。

ただし、小峯氏が「純然たる滑稽譚とは言えない」として第

十二・二十一・三十五・三十九・四十四の五つの例外話の存在を認めていることは注目される。

これに対して後に書かれた「笑う声」では、右に述べた内容から大きな変貌を遂げている。それは前掲の図式と、「笑う声」に掲げられている図式との違いに明らかである。これは次のようになる。(以下「図式乙」)。



『形成と構造』段階から、右で見られる様な変化を遂げたのは、この間に「ヲコ」についての認識が次の様に変化したためである。

柳田はヲコの本質に人があまねくもつ心の不覚に注目した。これも『今昔物語集』を読み込むとみえてくる特徴ではあるが(第三話「曾丹の『心ノ不覚』」、それは無意識のヲコに傾斜したとらえ方であって、より意識的なヲコがあつたことも等価にみる必要がある。(中略)要するに、無意識のヲコは「シレコト」に傾斜し、意識的なヲコは「物云ヒ」に上昇する、と規定しうる。それがどのようにからまりあうかに個々の物語の位相が問われる、といつてよい。「シレコト」のヲコは糾弾され、教訓までもなう場合もあり、「物云ヒ」は世の賞賛をあびる徳にまで高め

られる。ヲコの方位は正と負の双方にゆれ動く。旧著で「嗚呼」を「物云ヒ」と対比的にとらえた表を示したが、その「嗚呼」は「シレコト」とすべきだった。ヲコは双方をふくみこむ上位概念としてあるので、訂正しておきたい。

これが、「笑う声」段階における小峯氏の見解であり、意識という問題が全面に押し出されるものとなっている。

さらにもう一つ、特徴的な変化がある。それは、例外話の問題であって、先程と変わって、「第二二、二五、三五、三七、三九、四四話」の六つの所収話が挙げられている。

以上が、小峯氏における巻二十八に関する見解である。

この小峯氏の議論で重要なのは、現在の「嗚呼」に関する諸論が、概ね小峯氏が示した二つの図式のどちらかに分類可能であることである。すなわち、「嗚呼」と「物云ヒ」の関わりの中に、巻二十八のあり方を探るといふ現在の巻二十八研究の方法に道を開いたのが、小峯氏の研究であると言えよう。

さて、続いては森正人氏の見解である。

森氏は「今昔物語集の編纂と本朝篇世俗部」において

巻二十八は、笑いを主題とする巻である。笑いを主題として一巻が編まれたことの意味、この巻がどのような位置を与えられようとしたかについて考えようとする時、説話のなかで笑いがどのような機能を果たしているかが手掛かりとなる。この巻に収められた説話は、その笑いの契機となったもの、あるいは笑いの性質によって、大きく二つ

に分けることができる。「嗚呼」と「物云」とである。「嗚呼」は今日の滑稽にほぼ相当するが、逸脱、不調和、失態によって引き起こされるおかしさである。(中略)

笑いはこのように、社会のさまざまな約束ごとや常識や価値や権威を転倒させてしまうものであって、その秩序破壊の側面を見落としてはならない。

とし、さらに『王朝語辞典』で「をこ」の項を執筆し、次のように述べている。

をこ 鳥澁

滑稽、体裁のわるいこと、笑われるべき姿や言動。(中略)「をこ」は人の笑いをよぶものであった。たとえば『新猿楽記』の「都て猿楽の態、嗚呼の詞は、腸を断ち頤を解かずといふことなきなり」。また『今昔物語集』巻二十八には多くの笑い話が収められているが、ここでは、「物云ヒ」すなわち興言利口のおかしさのほか、人の姿と言動の「嗚呼」が笑われている。(中略)このように「をこ」が笑いをよぶものであるとなれば、それは恥の意識と深く結びつくとになる。

右が森氏の基本的な巻二十八の把握であり社会の秩序と笑いの関わりを積極的に評価しそこから巻二十八を見ようとするものである。概ね小峯氏の「図式甲」に集約される議論と言える。さて、最近の動向として、巻二十八の「笑い」を、猿楽・芸

能との関わりに帰納してゆく向きがある。樹下文隆氏『今昔物語集』巻二十八における笑いの意味―誰が笑い、誰が笑われ、何が可笑しいのか―¹⁰⁾は、巻二十八についての最新の見地であり、現在の巻二十八研究のこの傾向を良く示している。

樹下氏は、「嗚呼」の分析から

どうやら編者は少なくとも巻二十八においては、愚かな行為を嗚呼として忌避していた可能性があるのではないか。つまり、巻二十八の笑いの主役は嗚呼ではなかったのではないか。

という提起を行い、『今昔物語集』の他の巻の用例を検討して、

嗚呼は、編者にとつて非難の対象でしかなかった。滑稽譚の要素を持つ説話においては、考えなく相手を嗚呼と嘲ったり、嘲った挙げ句に自分が嗚呼な行為をしてしまった者が徹底的に笑われている。彼らは、その能力を愛でて笑われてはいない。すべて自業自得だという厳しい笑いが読み取れる。

と「嗚呼」を捉えている。さらに巻二十八第一を

本話は舞台とて登場人物といい、猿楽をもどくのに絶好の設定がなされてあった。(中略)少なくとも巻二十八には当時の猿楽芸の実態が色濃く投影されていたに違いない。

として、稲荷の猿樂のもどきと捉え、その上で

『今昔物語集』卷二十八は、その中に種類の要素を混在させながらも、その時代における笑いの芸能の実態をかいま見せ笑いの文芸が進むべき一つの方向性を示したものと思われる。編者は、愚かな行為としての嗚呼が生み出す笑いを退け、思慮深い物云ヒと思慮深い行為が生み出す笑いを人々に勧めようとしたのではなかったか。(中略) 卷二十八の掉尾を飾る第四十四話は、やはり思慮深い行為への賛美であった。そこにこそ編者が笑いに求めた一貫した主張が見えているのではないだろうか。

と、卷二十八における芸能を含み込む「物云ヒ」の優越を述べ、その結論としている。

ここまで見た様に、樹下氏の述べる所は、「図式甲」に収まり、「嗚呼」が賞賛される面を持つとする小峯氏の「図式乙」に対して再考を促すものとも言える。

以上が、『今昔物語集』卷二十八の先行研究の主なものである。¹¹⁾

(2)、先行研究の問題

本節では、先行研究の問題点について考える。おおよそ、それは二つの問題に還元されるはずである。

まず、「嗚呼」に関する問題が挙げられる。既に述べたことであるが、卷二十八の研究は「嗚呼」の解釈をその中心的な問

題として進められてきた。逆に言えば、「嗚呼」が「笑い」と関わりとされてきたことが、卷二十八をして「笑い」の巻たらしめてきた最も端的な根拠なのである。翻って、「嗚呼」の語については小峯氏における論の修正に明らかかなように、必ずしもその有様が明快ではない。「嗚呼」は「笑い」に関わるのか関わらないのか、又正負に評価が揺れるのか揺れないのか、大いに問題であると言える。

二つ目の問題は、「物云ヒ」に関する問題である。一つ目の問題に明らかかなように先行研究における「嗚呼」の把握については疑問が残る。であるならば「嗚呼」同様卷二十八の指標となる語として扱われ、「嗚呼」と連動する形でその把握がなされてきた「物云ヒ」は、必然的に検討が必要となるはずである。しかし、この点については全く考慮されることなく、先行研究においては常に、「物云ヒ」は正の評価を受けるものとして扱われてきた。それは、修正を施しながらも小峯氏が甲・乙の両図式で「物云ヒ」は賞賛されることにも明らかである。しかしこの時「物云ヒ」が負の評価を受けるとするならば、「物云ヒ」の指標としてのあり方は全く異なるものとなる。正しく卷二十八についての大きな問題であると言えるだろう。

この二つが先行研究における問題点の大きな所であり、これらがこれまでと全く違ったあり方を有するのならば、卷二十八の性格は自ずから違ったものとなる。逆に言えば、卷二十八がどのような巻であるかという根本的命題を解き明かすためには、右の二つの問題の解決が必要不可欠なのだということになる。そこで、次章以降、右の二つの問題をもとに、卷二十八に

ついで考えていくことにしたい。

二、「嗚呼」の確認

前章において述べた問題を解決していくための手続きとして、「嗚呼」の用例について確認を行う。

これは、繰り返しになるが、これまで「嗚呼」が巻二十八について指標となる重要な語として扱われてきたという経緯と、それ故に「嗚呼」の語について明らかにすることが他の重要な語彙(例えば「物云ヒ」)の検討に不可欠であるという事情による。又ここで主に確認されるべきは、「嗚呼」が「笑い」と積極的に関わるのか否かということと、「嗚呼」が正負の評価の間を揺れ動きうるかということの二点となるだろう。

この時、その作業には、①『今昔物語集』以外の文献の用例・②『今昔物語集』の巻二十八以外の巻の用例・③巻二十八の用例、の三つの区分が考えられるが、三十例程ある『今昔物語集』の巻二十八以外の巻の用例については近時樹下文隆氏の詳細な検討があることから詳しくはそちらに譲り、本稿では『今昔物語集』以外の文献ならびに巻二十八の用例を中心に見てゆくものとする。

(一)、『今昔物語集』以外の文献における「嗚呼」の用例

ここでは『今昔物語集』以外の文献、すなわち先行研究においても「嗚呼」の確認を行う際に用いられてきた『中右記』・『玉葉』・『明月記』の三文獻について、「嗚呼」の用例を見て

ゆくことにしたい。猶、便宜上私に傍線を付した箇所がある。

A

頃而召功過文書、此間右宰相中將、家藤宰相參加、右中辨爲隆、右小辨實光、進諸國文書、爲國書左宰相中將別當見合、右宰相中將、家書定文、而被書定文之間及數刻、已帳讀了後、猶未被書終、忘却文字、傍人々雖指示、猶以不覺悟、或仰天、或伏地、衆人入喚壺、此事爲公事甚以不便也、有嗚呼氣、此人不被參可宜歟、不堪之事強被勸、還似無心也、(中略)除目漸欲終、右宰相中將未書終、誠以不便也、衆人教之、纔令書終、予披見定文之處、文字或落或不成、(後略) (『中右記』、天永二年正月廿日条)

B

左大辨被讀帳間、於事不得心、先每一條讀了可待上卿與奪也、而早々欲讀、或又當任帳并證帳中并益上卿、此事不可然、當任帳并證帳共讀了可受上卿與奪也、大略不知作法歟、度々窺見之所、只以如此、凡末代功過之定、嗚呼之事歟、上卿毛不被咎、大辨毛不申上、甚以不便也、功過定朝家之大事也、全不被沙汰何爲哉、

(『中右記』、保安元年正月廿六日条)

C

義仲已欲襲法皇宮云々、(中略)夢非夢歟、魂魄退散万事不覺、凡〔家〕本朝天下之乱逆雖有其數、未有如〔家〕度之乱、

(中略) 今日、二位中納言兼房參院、合戦之間、為雜人被
隔僕從・乗物等、歩行而迷出、當時在小屋、〔乘物之由、〕乗物之由、
以雜色男被示送、仍相具牛〔乘物之由、〕、送遣之処、尋失了云々、
後聞歩行来法性寺僧都之許云々、及深更被帰家了云々、日
来被籠居之人、何故今日被院參哉、尾籠之甚謂嗚呼々々、
定為天下之沙汰歟、(「玉葉」、寿永二年十一月十九日条)

D

廿九日、丁巳霜凝、天晴、去比或槐門依世途之險難、御領
一所可給之由、懇望安嘉門院、依家領之隣、被申安樂壽院
領、依有鳥羽院御遣誠等不許、忿怨事更無道理由緒、嗚呼
之由有沙汰云々〔以御領一日所給也、云々〕

(「明月記」、寛喜二年九月廿九日条)

まずAを見よう。これは「中右記」天永二年正月廿日条の用
例である。

この日は除目始。その公事についての記述が進む中で、「嗚
呼」は現れてくる。右宰相中将藤原家政が文書の作成にあつ
たところ、何時間かかっても書き終わらない。家政は文字を忘
れてしまい、教えてやつても思い出せなかった。これを見て、
或る者は天を仰ぎ、或る者は地に突つ伏し、集まっていた人々
は皆大笑いしたという。これをうけて宗忠は、「このことは公
事を行うのに大変都合が悪い。〔有嗚呼之氣〕。この人(家政)
は出勤してこない方がいいかもしれない。出来ないことを無理
矢理に務めるのは、かえって、思いやりがないということに通

じるのだから。」と、概ねこのように述べている。
この条について小峯氏は「笑話」と認定し、「或仰天、或伏
地」という部分を家政の行動と捉えた上で、

貴族社会の衆目を集める嗜れの場の失態が笑いの効果を高
める。(中略)「咲壺」(笑いが極みに達する意)という比喩
表現とあわせ、「或仰天、或伏地」という対句仕立てにす
でに宗忠の記述にのせられたおかしみが仕掛けられている。

としている。

しかし、実際には「或仰天、或伏地」は家政の状態を見た
人々のあり方と考えられ、宗忠の「有嗚呼氣」という言葉は問
題のある人物が要職についていることに対しての、そして又そ
のような事態を出来せしめた政治状況に対しての、強い批判の
中から現れてきている。これは家政に対する為政者失格の烙印
と言つて過言ではない。それはその後が続く「此人不被參可宜
歟、不堪之事強被勤、還似無心也」という箇所にも明らかである。
ここでの「嗚呼」を單純に「笑い」に帰納してゆくことは、こ
うしたこの条全体の意味合いから鑑みて、疑問が残る。ここで
の「嗚呼」は「尋常でない」・「とんでもない」といった意味合
いになると考えておきたい。

さて、Aの用例だけでは若干事の当否が分かりづらいかもしれ
ない。良く似た状況の用例をもう一例掲げた。Bの保安元年
正月廿六日条である。やはり除目始の記事となつている。

左大辨が除目のやり方を間違え、宗忠が度々窺い見ていたと

ころどうやらその作法を知らないのか終始間違つたままだつたという。「凡そ末代の功過の定めは「嗚呼之事歟」。責任者である上卿も咎めず、他の大辨も間違つていと申し上げない。甚だ不都合である。功過の定めは国家の大事である。全く問題にならないというのは何をしているのだろう」と宗忠は述べる。

Bの用例もAと同様に、そこに現れた事態とその時点での政治状況に対しての批判の語として現れてきている。ここに笑いの記述は見られない。しかも宗忠は笑うどころではなく、むしろ、怒り、嘆き、悲しむ言葉として、この用例はある。この「嗚呼」はやはり「とんでもない」であるとか「非常識」であるといった意味合いになるだろう。

繰り返しになるが、巻二十八が「笑い」の巻であることが承認されてきた背景には、先行研究において、一様に「嗚呼」(乃至「ヲコ」と「笑い」の関わりが唱えられ、何らかの文章が「嗚呼」の語を有する場合に即それは笑いと結びついてゆくものとして扱われてきたということがあった。

しかし、この条の様に、「嗚呼之事」と明確に現れていながら「笑い」と結びつかない用例が存在していることはその反面と言え、先行研究に問題があることを明示しているだろう。

猶、ここで一言付け加えておくならば、『中右記』における用例は、常識・慣例・道理等からの逸脱と関わるという共通したあり方を持つているようである。勘案するならば、そこには「尋常への指向」を見いだすことが出来るだろう。このことを念頭においておきたい。

Cは『玉葉』寿永二年十一月十九日条である。

兼実が「中国・日本の数多い乱の中で未だかつてこれ程のものはない」と述べている法性寺合戦の戦場のただ中に、普段家に籠もりきりの人であるにも関わらず、二位中納言兼房は現れた。兼実はそれを評して、「何故今日被院参哉、尾籠之甚可謂嗚呼々々」と言う。

この記事について、我々の客観的な目で見ると、滑稽性が見いだされる可能性が皆無であるとは言いが切れないかもしれない。しかし、その時代の、生きるか死ぬかという切迫した状況の中にある当事者達にとつて、この行いは全く笑い事ではないだろう。これは、「笑い」とは結びついてこない。これは兼房の行動の「非常識」を批判するものだと言つてよい。面白いことに、この用例は、やや時代を異にしながらもそのあり方がA・Bの両用例と共通しているわけであり、「嗚呼」の語のある面を明確に示していると言えよう。

Dは、『明月記』寛喜二年九月廿九日条である。

ある槐門(大臣)が生活苦のため安樂壽院領を下されるように安嘉門院にお願いした。しかし安嘉門院が鳥羽院の遺誡がある等の事情でこれを断ると、槐門は怒り怨んだ。この槐門の態度は「無道理由緒」きことであり「嗚呼之由有沙汰」つたという。これも「笑い」ではなく、その槐門に対して驚きあきれる感情から「嗚呼之由有沙汰」わけである。笑いと結びつくものではないだろう。

ここで注目すべきは槐門の「道理由緒」がない行動について「嗚呼」とされていることであり、これも、やはりA・Bの用例と通底するあり方・論理を有している。「非常識」・「とんで

もない」・「間尺にあわない」といった評価となる。

ここで一旦、これまでに了解されたことを確認しておこう。

AとDの用例は、「笑い」と結びついていない。同じ記事の中にあつたとしても、それはその「笑い」を批評するためのものではなく、その背景にある事件そのものを「常識」・「尋常」・「理屈」・「慣例」といったものに反するものとして、批判し非難する場合に用いられていると考えられる。この時、「嗚呼」の意味合いは「非常識」・「尋常でない」・「無分別」といった意味になるだろうか。それらは、社会秩序に対する語の使用者の意識を明確に示すものである。するとこの「嗚呼」の特性は、既に述べた「奇異シ」の特性と重なって行くこととなり、興味深い。今回調査を行った三つの文献において「嗚呼」がこういった同じ意味合いで現れていることは重要である。

以上で明らかのように、これまでの「嗚呼」についての把握をもつて『今昔物語集』巻二十八を読み解いていくことは、大きな齟齬を招きかねず、問題があると言わねばならない。

(2)、『今昔物語集』巻二十八における「嗚呼」

本節では巻二十八について「嗚呼」の用例を見る。取り上げるのは「尾張守□五節所語第四」である。

この巻二十八第四での「嗚呼」は、公達に騙され、周囲で歌われている歌が自分の禿頭をからかうものだと思ひ込んだ尾張守の言葉にそれは現れる。

亦鬢ノ无キ事ハ、若ク盛ナル齡ニ鬢ノ落失タラバコソ嗚

呼ニモ可咲クモ有ラメ、年ノ七十二成タレバ、鬢ノ落失夫
タラムハ可咲キ事カハ。(傍線筆者、本文は大系本による)

この時、「面白おかしい」という意味合いは「可咲シ」が受け持っていると考えられる。ここで「嗚呼」は、容姿が「尋常でない」・「普通でない」ということについて述べていると言えらる。 「無様」といった語があてられるだろうか。
こういった用例は

亦冠ノ落ルハ、物ヒテ結フル物ニ非ズ。髪ヲ以テ吉ク搔入
タルニ、被捕ル也。其レニ、鬢ハ失ニタレバ露无シ。然レ
バ、落ム冠ヲ可恨様无シ。(中略)然レバ案内モ不知給ヌ
近来ノ若君達、此レヲ可咲キニ非ズ。咲給ハン君達返テ嗚
呼ナルベシ)。(巻二十八第八、傍線筆者)

「世ニ人ノ此ル鼻ツキ有ル人ノ御バコソハ、外ニテハ鼻モ
持上メ。嗚呼ノ事被仰ル、御房カナ」
(巻二十八第二十、傍線筆者)

等にも見られ、巻二十八においても、既に見たような「尋常」・「常識」・「道理」と背反する状態を示す語としての「嗚呼」が存在していることが明らかになったと言えよう。

(3)、本章のまとめ

ここまで「嗚呼」の意味合いについて探ってきたが、結果と

して「嗚呼」の語が「尋常」・「常識」・「道理」と対立する何かしらの事態・状態について批判する際に現れる語であることが確認され、「笑い」とは直接に関わらず、且は又正負の間を揺れ動くあり方も見て取れない。

そこで、次章では、ここまでの検討を踏まえて卷二十八の所収話について考えていくことにしたい。

三、卷二十八の所収話の検討

(一)、卷二十八「禪林寺上座助泥缺破子第九」の分析

本節では、卷二十八「禪林寺上座助泥缺破子第九」を取り上げ分析を加え、卷二十八について二つの指標となる語とされている「嗚呼」および「物云ヒ」が、卷二十八の中で実際にどの様に現れてくるかを確認する。

ここまで長々と、「嗚呼」が正と負の間を揺れ動かす図式乙の様であり方でないことを確認してきたのは、一つにはこの卷二十八第九を考えるにあたって、論の展開の上で不確定な「紛れ」とでも言うべき部分を排除しておきたかったからである。それというのも、この卷二十八第九が、卷二十八の性格を考える上で、非常に重要である為である。およそこの所収話を解き明かすことは、他の卷の巻頭話ほどの意味があるだろう。これらのことを踏まえた上で、卷二十八第九を見ていこう。

卷二十八第九のあらすじは次の通りである。禪林寺の僧正深禪という人がいた。ある時深禪の弟子の賢尋の出世に伴い、破子という容器が必要となった。そのため深禪は禪林寺の

監督の僧である助泥に破子三千荷を集めるように指示を出す。すると助泥は、十五人の僧に一荷ずつ割り当て残り十五荷は自分一人で引き受けると請け合う。他の僧達は期日に一荷ずつきちんと持ってくるが、「皆モ可仕ケレドモ『催セ』ト候ヘバ、半ヲバ催シテ、今半ヲバ助泥ガ仕ラムズル也」と豪語していた当の助泥がなかなか現れない。しかもやってきた助泥は、破子を持つていない。どうしたのかと深禪が尋ねると、助泥は五つは借りられず、五つは入れる物がなく、五つは忘れたのだと言う。深禪は怒るが、助泥は行方をくらましてしまった。話末評語が、

此助泥ハ物可咲シク云フ者ニテナム有リケル。

此ニ依テ「助泥ガ破子」ト云フ事ハ云フ也ケリ。此嗚呼ノ事也トナム語り傳ヘタルト也。

とされている。何故この所収話が重要であるか、もうお分かりだろう。「物可咲シク云フ者」(「物云ヒ」と「嗚呼」とが同時に現れてくるからである。

小峯氏は

破子は「割り五」であり、助泥はにえきらない、だらしない、怠慢、いいかげんな意味の「如泥」がかけられているのではないだろうか

とし、^⑩ 樹下氏は小峯氏の議論をうけて

すべてが助泥のたくらみであったと考えないと、本話が物云ヒ列伝とも言うべき第二十話までに配列される理由が見あたらない。「破子」即ち「割り五」のことは遊びを思いついたことが物云ヒの手柄だった。(中略) 表だつては抗議できないけれど、僧達には不満が渦巻いている、助泥はそのような寺内の雰囲気を感じて、負担を軽くするとともに、痛烈なしつべ返しを試みた。当然、僧正は笑う者としての資格を欠く。だまされた嗚呼者だつたわけでもなさそうだが、批判されるべき存在として笑われる側にいたことは確かだろう。あてにならない助泥をたのみにしたのがおかしいのだというのが、笑いの理由としてこれまで考えられていた。内実は同じことのようにだが、助泥は決して嗚呼ではなく、物云ヒが達者で、有能な僧侶だつた。(中略) 助泥は「召せ」という怒鳴り声を後に残してその場を去る、そして仲間の僧達と大笑いしたことであろう。

と述べている。樹下氏の述べるところは、言つてみれば、話末評語の「嗚呼」は助泥の行動を見抜けなかつた深禪に關しての評であるとするものである。

しかし、これらの見解は、それぞれ不確かな部分が多く、取りがたい。例えば樹下氏の言う「そして仲間の僧達と大笑いしたことであろう」という部分はあくまで樹下氏による推量に過ぎず、そのような言及は『今昔物語集』にはない。それどころか、卷二十八第九は卷二十八全体を見回しても珍しい特徴を

持つている。「笑い」に關する具体的記述がないのである。果たしてこの所収話は「笑い」に關わるのだろうか。

又、これまでの「嗚呼」の検討によつて、「嗚呼」が単純に「滑稽」という意味合ではないことが了解されるわけで、助泥の行動が「滑稽」であるとするのも問題がある。

筆者としては、これはやはり助泥の言動を「嗚呼」と捉えていると考えたい。出来ると言つていたことが出来ず、しかも五つを一まとまりとして三度言い訳をする。そういう助泥のあり方を『今昔物語集』編者は批判し、「嗚呼」と表したのである。

これには、幾つか根拠がある。まず一つ目は、助泥の言い訳の際の態度の変化である。卷二十八第九において言い訳をしながら助泥の様子は「シタリ顔」↓「声ヲ少シ低ニ成シテ」↓「音ヲ極ク竊ニワナ、カシテ」と変化する。ここから筆者は三つ目の言い訳である「其レハ搔断テ忘レ候ニケリ」が実際の理由だつたと考える。そうした時、「上座」、すなわち僧を監督する立場の僧が失敗を起こして、わざわざ回りくどい言い訳をすることは、「無分別」・「非常識」な行動であろう。

又、二話一類の観点からもそれが言える。続く「近衛舍人秦武員嗚物語第十」は秦武員という人物が第九にも登場した深禪と会話をしている時に、あやまつて放屁する話である。この時、武員は「哀レ死バヤ」と言い逃げ去るのであるが、話末評語で

武員ナレバコソ、物可咲ク云フ近衛舍人ニテ然モ「死ナバヤ」トモ云ヘ、不然ザラム人ハ、極テ苦リテ此モ彼モ否不云テ居タラムハ、極ク糸惜ナムカシ、トナム人云ケルト

ナム傳へ語ケルト也。

とされており、これは武員の行為を賞賛するものと言える。第九・第十が同じ深禪の前での取り繕いを扱いながら、それでいて話末評語を大きく異にしているのは、助泥がその「物云ヒ」の故に「嗚呼」の評価を受けているからであろう。

以上のことから筆者は正の評価のみ受けるとされてきた「物云ヒ」が負の評価を受けうる可能性が高いと考える。これは必然的に卷二十八についての捉え方が一変することを意味する。そこで次節においては、卷二十八に現れる他の「物云ヒ」の用例を利用しながらこの問題についてより詳細に分析を行う。

(2)、卷二十八における「物云ヒ」の諸相

さて、前節提示された問題を解決するには、助泥と同じように、「物云ヒ」と評されながら、否定的評価を受けている人物がいるかどうかが重要である。卷二十八にはそのような人物が確かに存在している。

その人物とは清原元輔である。「歌讀元輔賀茂祭渡一條大路語第六」を見よう。

これは、賀茂祭の奉幣使になつた清原元輔が落馬し冠を落として禿頭を露わにする所から話が始まる。起きあがつた元輔は冠をつけようとせず、公達の乗る車の側に寄つて行き落馬・落冠・禿頭について先例をひきながら自分の有様に問題がないことを説く。従者に促されて冠をかぶるが、その際「ああ言つてつておけばもう笑われることはない」と豪語する。

話末評語は、

此ノ元輔ハ、馴者ノ、物可咲ク云テ人咲スルヲ役トスル翁ニテナム有ケレバ、此モ面无ク云也ケリトナム語り傳へタルト也。

となつてゐる。

まず、最初にはつきりさせておくべきは、樹下氏がほのめかしている様な、この所収話全体すなわち落馬から着冠時の元輔の台詞までの全てが元輔の意識的な行為であり、それは猿樂に通じるものであつて、これを「滑稽」として扱いうる、という見解が成り立たないことである。

この事は、田口和夫氏が説明しておられる。氏は卷二十八第六と、その同文的同話『宇治拾遺物語』一六一話「元輔落馬事」との比較の中から、この両者の異なりを指摘し、

そしてまた、その異なりが、枝葉末節に見えながら、実は両書の根本的差異を示す場合があることも、繰り返し経験することである。この場合もその様な異文がある。

と述べる。その上で『今昔物語集』においては偶然の出来事とされている元輔の落馬が、『宇治拾遺物語』では独自の「おいらかにては渡らで、人見給ふにと思ひて、馬をいたくあふりければ」という記述によつて元輔自身の意志によつて起こつたこととして描写されていることを見出し、

宇治では、元輔はあらかじめ落馬から弁解・説教、その後の観衆の「とよみ笑ひののしる」ことまでも計算に入れて、この場を演出し、演じたことになる。

として、『宇治拾遺物語』一六二話では元輔の猿楽の手法が行き届いており、それは「宇治編者の猿楽が完備されていた」ためであると結論する。これに対して『今昔物語集』については

今昔の編者がこの機微を理解していたかというところである。

と述べ、少なくともこの巻二十八第六については、猿楽的要素に関して、『今昔物語集』編者が無理解乃至否定的であるということを示しておられる。

さて、そうした時、『宇治拾遺物語』一六二話の話末評語は、次の様になっている。

人笑はすること、役にするなりけり。⁽²³⁾

これが、『今昔物語集』の評語と大きく違うのが了解されるだろう。『宇治拾遺物語』と『今昔物語集』が出典を同じくすると考えられる場合、一般的に『宇治拾遺物語』の方がもとの形であると考えられているわけで、「此毛面无ク云也ケリ」という部分は『今昔物語集』編者の付加改変の可能性が高い。

そしてそれが「臆面もなく」という意味合いである以上、元輔への評価は否定的と言える。助泥や元輔は、その「物云ヒ」によって非難されたのであり、『今昔物語集』の編者は必ずしも「物云ヒ」を称揚するものではなく、そういった行為についてもその善し悪しを丹念にはかかっている態度が見受けられる。むしろ否定的な立場を取ることが少なくないと言えよう。

さて、助泥・元輔の二人についての用例とは若干趣を異にするけれども、もう一例見ておこう。「彈正弼源顯定出聞被咲語第二十五」である。

巻二十八第二十五は、源顯定が公事の最中に範圍という人物に向かって自身の男性器をさらけ出して笑わせ、その場で一人だけ笑ってしまった範圍の立場は悪くなったという話である。

巻二十八第二十五にはこの行動について、「物云ヒ」とも「嗚呼」とも述べられてはいない。しかし先行研究に則るならば、「意識的ラコは「物言ヒ」に上昇する」(小峯氏)とされており、「意識的」で「笑い」に関わるこの行為は「物言ヒ」の範疇に入るわけで、賞賛されるべき行為となる。

にもかかわらず、この巻二十八第二十五は全く逆の評価をしているのである。話末の評語が

然レバ人、折節不知又由无キ戯レハ、不為マジキ事也ト
ナム語り傳ヘタルト也。

となっており、これは明らかに否定的評価であろう。先行研究に反して『今昔物語集』編者は、「笑い」とそこに関わる人々

に対して必ずしも肯定的ではないことが了解される。先行研究において『今昔物語集』巻二十八における重要な指標となる語として取り扱われて来た「嗚呼」と「物云ヒ」の両語がともに適切とは言いがたい捉えられ方をしてきたことが明瞭となった。

するとこの時、これらの語を基盤に論じられて来た『今昔物語集』巻二十八のテーマが本当に「笑い」であり「滑稽」であつてよいのかという問題が浮上する。

そこで、次節では、巻二十八を方向付けていると考えられる巻頭話について検討し、この問題を考える。

(3)、巻二十八「近衛舍人共稻荷詣重方值女第一」の検討
巻二十八第一は、その表題通り、近衛府の舍人である茨田重方が、稻荷詣に出かけたことから始まる。その境内で美しい女と出会った重方は、女を自分のものにしよつと言い寄り、自分と一緒にしてくれるならば、今の妻は捨てて二度と今の家には行かないと誓つてみせる。すると突然、女は重方の髻をつかんでその頬を音高く打った。実はその女は、重方の妻であつた、という事件を描き出すものである。

さて、巻二十八第一を詳細に読んでみると、一見何でもなさそうに見えて、実は不思議であるという箇所突き当たる。まず話末直前の、重方帰宅の部分抜き出してみよう。

然テ、其ノ後、然ヨク云ツレドモ、重方家ニ返来テ棍ケレバ、妻腹居ニケレバ、重方ガ云ク、「己ハ尚重方ガ妻ナレバ、此嚴キ態ハシタル也」ト云ケレバ、妻、「穴鎌マ、

此ノ白物。目盲ノ様二人ノ氣色ヲモ否不見知ズ、音ヲモ否不聞知デ、嗚呼ヲ涼テ人ニ被咲ルハ、極白事ニハ非ズヤ」ト云テゾ、妻ニモ被咲ケル。(傍点筆者)

何故、ここが不思議なのか。実は巻二十八第一のここまでの部分に、そうした記述があつておかしくない箇所が幾つもあるにもかかわらず、重方が人に笑われたという具体的記述がないのである。しかし猶ここでは「妻ニモ被咲ケル」という表現が現れるのであり、これは一体何故なのであるうか。

この時あくまで本文に即して考えるところならば、ある箇所にとどり着く。それは、重方の頬を張つた後の妻の言葉である。

己云ツル様ニ、今日ヨリ我ガ許ニ来テハ、此ノ御社ノ御箭目負ナム物ゾ。何かデ此ハ云ゾ。シヤ頬打缺テ行来ノ人ニ見セテ咲ハセムト思フゾ。己ヨ。

この宣言の中では、笑うのは行き来の人だけであつた。にもかかわらずそれから外れている妻が笑つたことによつて、「妻ニモ」という表現になつたのであると、筆者は考えるものである。その根拠としては、「笑い」が重方が家に帰ってくるまで起こらないことが挙げられよう。これもこの宣言に沿つているため起こらないのである。

ここで次に問題になるのは、「此ノ御社ノ御箭目負ナム物ゾ」である。実は、重方が、女を籠絡しようとする中で次のような二つの言葉を述べる。一つは、

女、「此ハ實言ヲ宣フカ、戯言ヲ宣フカ」ト問ヘバ、重方、「此ノ御社ノ神モ聞食セ。年来思フ事ヲ、此ク參ル驗シ有テ、神ノ給タルト思ヘバ、極クナム喜シキ。(後略)

であり、もう一つは

「御神助ケ給ヘ。此ル佗シキ事ナ聞カセ給ソ。ヤガテ此ヨリ參テ、宿ニハ亦足ラ不踏入シ」

である。

これらが示唆するのは、重方は単に愚かしいことを行ったが故に笑われたということではない、ということである。実は稲荷神への誓いを破ったことによる神罰として、「笑い」がそこに現れてきているのである。先程、「笑い」が重方が家に帰ってくるまで起こらないのは妻の宣言に沿う形であると考えられると述べたが、家に帰らなければ誓いが破られていないわけで、神罰としては立ちあらわれないことになる。しかも重方は

其ノ後、此ノ事、世ニ聞エテ、若キ君達ナドニ吉ク被咲ケレバ、若キ君達ノ見ユル所ニハ、重方迹ゲ隠レナムシケル。

という状態になるのであり、「若キ君達ノ見ユル所」が多く往来であろうことも考え合わせると、この所収話全体がこの稲荷

の神罰に向かつて収束していることが明白となる。又、女が「此ハ實言ヲ宣フカ、戯言ヲ宣フカ」と述べていることは重要である。ここに端的に問題の本質が現れているように。

すなわち、この巻二十八第一においては、「嘘をつく」・「人を騙す」という行為が取り上げられ一つの説話世界を形成しているのである。「笑い」は確かに現れてきているものの、話の根本的基軸とは必ずしもなっておらず、副次的なあり方であった、巻二十八のテーマにはこれまで言及されてこなかった「嘘をつく」・「人を騙す」・「謀事をする」といったような要素が含まれている可能性が頗る高いと考えられるのである。

では、巻二十八のテーマとは一体どのようなものなのか。次章それを見よう。

四、巻二十八のテーマをめぐって

まず最初に結論を述べてしまえば、筆者は、巻二十八を「妄語」の巻と見ている。これは、次の様な理由からである。

巻二十八以降の巻のテーマを考えた時、雑の巻三十一以外についてこれまでの考え方では

巻二十八 笑い・滑稽

巻二十九 悪行

巻三十 恋愛・愛別離苦

となっていた。この時、これを巻二十九について内容に沿ってさらに細かく示し、小峯氏が、巻三十について「愛欲の心」と大きく関わりとすることを考慮、これまでの検討でテーマが必ず

しも笑いとは言えない巻二十八を「？」で示すと、

巻二十八 ？

巻二十九 強盜・殺人

巻三十 愛欲

となる。するとこれらの巻が「奇異シ」の用例などから相互に
関わっていると窺われること等を勘案すれば、五戒のあり方と
符合し、

巻二十八 妄語

巻二十九 殺生・偷盜

巻三十 邪淫

と言ひ換えることが出来るのに気付く。巻二十八第一のあり方
が「嘘」と関わることから、これが裏付けられる。

こう考えると、何故巻二十八が「物云ヒ」に着目し、その評
価が正負に分かれるのか、ということも明瞭となる。人間の嘘
あるいは言葉そのものとは、その使い方・使われ方によって大
きく意味が異なるわけで、『今昔物語集』編者はその信じるこ
ころの妥当性をうけてそこに正負の評価を付しているというこ
とになるだろう。考えてみれば、「物云ヒ」は「興言利口」に
つながるといふ指摘は、小峯氏をはじめとして先行研究にも
あった²⁶。この「興言利口」と「狂言綺語」Ⅱ「妄語」とは、紙
一重の事柄であるわけで、巻二十八が妄語の巻であることに一
定の蓋然性があることがここからも了解される。

以上を鑑み筆者は巻二十八のテーマを「妄語」としたい。こ
の時、「妄語」は最も広い意味での「妄語」すなわち小妄語戒
のレベルまで含み込むところのそれであろう。

さてここで問題になるのは、本当にこれが所収話レベルで確
認することが出来るかということである。

この時、小峯氏が巻二十八の笑いの例外話として挙げている
所収話のうち、例えば第三十九は、寸白が人に変じて信濃守と
なり任国へ下った際の話であつて、任国で正体を見破られ謀ら
れ退治されるという筋である。ここには謀事という嘘がある。
同じく例外話の第二十二。常に空を見ているような格好で
あつた忠輔に対して「天では何が起つていますか」とからか
う大将済時に、忠輔は「天には大将を害する凶星が見えます」
とやりかえす。その後すぐ済時が死んだので、忠輔はあの時の
言葉が悪かつたのだと思つたという筋である。この所収話では

人ノ命ヲ失フ事ハ、皆前世ノ報トハ云々、由无カラム
戲言不可云ズ。此ク思ヒ合スル事モ有レバ也。

という評が現れるのであるが、この部分は出典と考えられる
『水言鈔』（醍醐寺本『江談抄』の「一六六話」には見えない。『今
昔物語集』独自の部分であつて正しく「妄語」を戒めるものだ。
このように、「笑い」では捉えきれなかつた所収話について
も、「妄語」によつて捉えることで、明確になりうる。

又、例外話ではないものの非常に重要な所収話として「穀斷
聖人持米被喚語第二十四」が挙げられる。文徳天皇の時代に、
穀物を断つて木の葉を食べていると称して天皇に篤く帰依され
ている僧がいた。ある時殿上人達がその僧の住まいにやつてき
て好奇心から僧の排泄物がどのようなものか確かめると、多く

米が混ざっている。実はこの僧は隠れて米を食べていたのである。返ってきた僧を殿上人達が「米屎ノ聖」と呼んで馬鹿にして笑うと僧は恥に思つて逃げ去った。という筋の話である。話末評語が、

早ウ、人ノ謀テ被貴ムトテ思テ蜜ニ米ヲ隠シテ持リケルヲ不知シテ、穀断ト知テ、天皇モ歸依セサセ給ヒ、人モ貴ビケル也ケリトナム語り傳ヘタルト也。

となる。「笑い」の話として見た時には、たいした話ではない。ただし、「妄語」の話として考え、話末評語に見える「人ノ謀テ被貴ムトテ思テ」の部分に注目するなら、自ずと話は別である。そもそも、僧の大妄語戒は、「四分律」よれば、釈迦の教団が大きな飢饉にあい乞食が難しくなつたので、一時安居に入つた際、ある一団の比丘達が自分は上人法を得た、あいつは阿羅漢果を得ている、こいつは神通力を得たのだ、などと言つて他の比丘より良い待遇を得たことを発端として定められたとされている。「上人法」とは、

すなわち「人法」（一般人のそなえる能力）を超えた精神的な能力が上人法である。

〔平川彰、『二百五十戒の研究Ⅰ』第二章、五、（一）、（二）
飢饉時における上人法の讚嘆〕

から、正しく「米屎ノ聖」がやっていたことは、大妄語戒への

違反であるといえる。これは「妄語」に関する所収話として考える際、非常に重要であるといえる。

このように見えてくると、『今昔物語集』卷二十八は、「妄語」を扱う巻として、大きな問題がないようである。

五、結論

『今昔物語集』卷二十八は、「妄語」をそのテーマとしている巻であることが明らかになった。無論、卷二十八が、全く、「笑い」と関わらないわけではない。しかし、これまで言われてきたような、手放しの「笑い」の巻というのでもない。こう考えてみると、『今昔物語集』編者は、「笑い」をよすがとして、「妄語」の巻を組んでいったという風にも考えられ、少なくとも、単に「笑い」や「滑稽」というだけのあり方でないことは確認出来たとと思う。

未だ詳らかでないことも多く今後一層の検討が必要であるが、ここまでのところ『今昔物語集』の本朝世俗部全体の背景にも仏教が大きく存在し、しかもそれが『今昔物語集』そのものの編纂意識とも密接に関わる可能性があるということが指摘出来る。

この時、この因果・五戒・仏教・世俗という一見ばらばらに見える要素をつなぎ合わせる何らかの発想があるのではないかと考えるのは自然だろう。筆者は、その「何らかの発想」とは、三帰五戒の遵守による幸福の獲得等を説く、「人天乘」（乃至「人天教」）なのではないか、と考えている。

そして、そうであるならば、『今昔物語集』は様々な思想・信仰のあり方を下敷きとして各部・各巻を編み、その上で大乘・一乗・金剛乗といった立場からこれを集約乃至円融したのではないかと思われるのであるが、未だ詳らかでない。これらのことは、次稿に予定している巻二十六や、他の本朝世俗部後半巻の検討を通じて考えてゆくこととしたい。

ここでもう一度巻二十八が「妄語」の巻であることを述べ、本論文の結論とする。

【付記】

本稿は平成十五年度説話文学学会大会（平成十五年六月二十二日、於駒澤大学）における発表および平成十五年度筑波大学博士課程中間評価論文の一部をもとにしている。

【注】

- (1) 『今昔物語集の生成』（森正人、和泉書院、昭和六十一年）。猶、森氏は「奇異シ」のうち語末評語に現れるものに限定して検討しているが、本稿ではより広い見地から用いた。
- (2) 小峯和明氏「笑う声―笑話の位相」小峯和明氏『説話の声―中世世界の語り・歌・笑い』、新曜社、二〇〇〇年）所収
- (3) 片寄正義氏『今昔物語集論』（三省堂、昭和十九年、芸林社復刊、一九七四年）所収
- (4) 柳田國男氏『不幸なる芸術』（初出一九七四年、新編柳田國男集第七巻、筑摩書房、一九七八年）所収
- (5) 例えば、小峯氏が「笑う声」で「ヲコ」という表記を採用しているのはその一つの証左であろう。しかしながら、「鳴漕の文学」は柳田民俗学という一つの独特な体系を構成・維持するための要素という側

面が閉却出来ず、問題が多い。猶、「鳴漕の文学」の問題性については阿部泰郎氏の「ヲコ人の系譜」（『聖者の推参』所収）、にも同様の指摘がある。

- (6) 小峯和明氏『今昔物語集の形成と構造』（笠間書院、一九八五年、増補改訂一九八六年）
- (7) 前掲注2論文
- (8) 森正人氏『今昔物語集の編纂と本朝世俗部』（『今昔物語集五』（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九六年）所収「解説」）。猶、森氏にはこの他、『今昔物語集「信濃守陳忠」』（『新しい作品論』へ）新しい教材論へ、古文編二巻（前田雅之編、右文書院、二〇〇三年所収）に巻二十八についての言及がある。
- (9) 秋山虔氏編『王朝語辞典』（東京大学出版会、二〇〇〇年）
- (10) 樹下文隆氏『今昔物語集』巻二十八における笑いの意味―誰が笑い、誰が笑われ、何が可笑しいのか―（『説話論集 第十二集』（説話と説話文学の会編、清文堂出版、二〇〇三年六月三日）
- (11) このほか、巻二十八や「嗚呼」について、前田雅之氏『今昔物語集の世界構想』（笠間書院、一九九九年）、阿部泰郎氏『聖者の推参 中世の声とヲコなるもの』（名古屋大学出版会、二〇〇一年）、土井廣子氏「嘲笑の行方―『今昔物語集』巻第二八をめぐって」（『東洋女子短期大学紀要』三十二号、二〇〇〇年三月）、村戸弥生氏『今昔物語集』巻二十八について―本朝王法部編纂過程考―（『金沢大学国語国文』第二十八号、平成十五年三月）等に論考がある。
- (12) 前掲注10論文。ただし、巻二十五第六の頼光の「嗚呼」を意図的とするなど（実際には前後関係から成り立たない）、若干問題があることを付言しておく。
- (13) 『中右記』（一〇七、藤原宗忠、増補資料大成、一九七五年）による。猶、『中右記』には、八例（康和四年十二月十二日条、長治元年正月二十三日条、嘉承二年正月十五日条、天永二年正月二十日条、保安元年正月二十六日条、保安元年三月三十日条、保安元年六月十七日条、長承元年十二月十二日条）の「嗚呼」の用例が見られた。

- (14) 『九条家本 玉葉』(一―九、九条兼実、図書寮叢刊、宮内庁書陵部、平成十四年)による。『玉葉』の「嗚呼」の用例は十二例である。
- (15) 『明月記』(藤原定家、名著刊行会、昭和四十六年)による。『明月記』の「嗚呼」の用例は十一例である。
- (16) 前掲注2論文
- (17) 『玉葉』ならびに『明月記』については、「嗚呼」と「尾籠」とが分化している。「嗚呼」は主に事態の評に使われ、「尾籠」は主に人物の評に使われるという違いがある。「尾籠」の用例は『玉葉』に二十八例、「明月記」に二十二例見られる。
- (18) 山田孝雄・山田忠雄・山田英雄・山田俊雄氏校注『今昔物語集五』(日本古典文学大系、岩波書店、昭和三十八年)による。
- (19) 前掲注2論文
- (20) 前掲注10論文
- (21) 前掲注10論文。このとき、樹下氏は注22論文を援用している。
- (22) 田口和夫氏「宇治拾遺物語における猿楽の影―法師の佩く千鯉の太刀―」(田口和夫氏『能・狂言研究―中世文芸論考―』(三弥井書店、平成九年)所収)
- (23) 大島建彦氏校注『宇治拾遺物語』(新潮日本古典集成、新潮社、昭和六十年)による。
- (24) 前掲注6論文
- (25) 前掲注2論文。又、小峯氏は、注2・注6論文や、「実語」と「妄語」の説話史(『説話の言説―中世の表現と歴史叙述』(森話社、二〇〇二年六月)等)において、『今昔物語集』と妄語との関わりを述べるが、本稿とは趣旨を異にする。
- (26) 江談抄研究会編『古本系江談抄注解』(武蔵野書院、初版昭和五十三年、補訂版平成五年)による。
- (27) 『四分律』(大正新修大蔵経刊行会『大正新修大蔵経』二三卷一四二―八、大蔵出版、大正十五年)
- (28) 平川彰氏『二百五十戒の研究I』(平川彰著作集、春秋社、一九九三年)

(29) 人天乘(人天教)は、三帰五戒の遵守による幸福の獲得・人や天へのうまれかわりといった世間の因果を説く仏教の教えの一段階で俗人に対するもの。天台では法華経の三章二木の譬喩の小草にあたとされ、その他華嚴の法蔵の『華嚴五教章』では十宗のうちの我法俱有宗に、空海『十住心論』では愚童持斎住心・嬰童無畏住心の段階に、それぞれあたるとしている。中国北魏の時代に撰述された疑経『提謂波利経』を中心とする通俗的な教え・信仰であるが、これらの経典は六朝より唐代にかけて広く読まれ、日本にも大きな影響を与えている。塚本善隆氏「中国の在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利経の歴史―」(北朝仏教史研究、塚本善隆著作集第二巻、大東出版、昭和四十九年)、牧田諦亮氏『疑経研究』(京都大学人文科学研究所、昭和五十一年初版、臨川書店、平成元年復刻)に詳しい。

(ふなぎ あづさ 筑波大学大学院博士課程
人文社会科学研究所 日本文学)